

# 兵庫県公報

平成19年12月4日 火曜日 第1933号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○兵庫県薬剤師国民健康保険組合の規約変更の届出の受理（医療保険課）	1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○同 上（同）	2
○土地改良区役員の住所変更の届出（農地整備課）	3
○飼料の試験結果の概要（畜産課）	4
○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	6
○昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正（契約管理課）	6
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○同 上（同）	7
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	7
○宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	8
○景観影響評価準備書の縦覧等（まちづくり課）	8
<b>公 告</b>	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	9
○大規模小売店舗の新設に関する届出（北播磨県民局）	9
<b>教育委員会告示</b>	
○技能教育のための施設の指定	10

## 告 示

### 兵庫県告示第1211号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第4項の規定により、兵庫県薬剤師国民健康保険組合の規約変更の届出を平成19年11月13日に受理した。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 変更事項

組合の事務所

変更前 神戸市中央区下山手通6丁目4番3号 社団法人兵庫県薬剤師会館5階

変更後 神戸市中央区下山手通5丁目5番8号 明和山手ビル4階

#### 2 変更年月日

平成19年11月26日

### 兵庫県告示第1212号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社  
加古郡播磨町宮西346の1  
工場長 中村英夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社  
加古郡播磨町宮西346の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ニ 廃ガス洗浄施設	
能	力	20m <sup>3</sup> /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後100日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	変動なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	8	12
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	210	250
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	5未満	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	12		12

備考 既設工程の変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

## 兵庫県告示第1213号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社  
加古郡播磨町宮西346の1  
工場長 中村英夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社  
加古郡播磨町宮西346の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	47号ハ 分離施設	
能	力	1 m <sup>3</sup> /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	1	1
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	5	10
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	5以下	5
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	11,000	18,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		1	1.4

備考 既設工程の変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年12月4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第1214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市八多土地改良区

役員の区分	氏名	旧住所	新住所
理事	西谷 浩	神戸市北区京地2丁目10番地8	神戸市北区八多町上小名田1156番地

~~~~~

兵庫県告示第1215号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項の規定により、平成19年9月から同年10月に収去した飼料の試験結果の概要は次のとおりである。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地         | 収去場所 | 飼料の名称     | 製造年月     | 試験結果の概要   |         |         |         |           |        | 違反の内容 |
|------------------------|------|-----------|----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|--------|-------|
|                        |      |           |          | 粗たん白質 (%) | 粗脂肪 (%) | 粗繊維 (%) | 粗灰分 (%) | カルシウム (%) | リン (%) |       |
| 日和産業株式会社神戸工場<br>神戸市東灘区 | 同 左  | ニュースター    | 平成19. 9  | 17.4      | 5.9     | 3.8     | 13.8    | 4.94      | 0.53   | 無     |
|                        |      | パワースターター  | 平成19. 9  | 22.1      | 4.9     | 3.2     | 5.4     | 1.15      | 0.74   | 無     |
| 明治飼糧株式会社加古川工場<br>加古川市  | 同 左  | 明治繁産和牛    | 平成19. 10 | 17.7      | 3.3     | 8.5     | 5.8     | 1.11      | 0.60   | 無     |
|                        |      | グレードエース74 | 平成19. 10 | 17.6      | 4.4     | 5.8     | 6.1     | 1.03      | 0.75   | 無     |

2 安全性に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地          | 収去場所 | 飼料の名称     | 製造年月    | 試験項目       | 違反の内容 |
|-------------------------|------|-----------|---------|------------|-------|
| 国産飼料工業株式会社<br>神戸市西区     | 同 左  | 全酪エナジー120 | 平成19. 9 | 動物性飼料—肉骨粉等 | 無     |
| ユーア化学工業株式会社小野工場<br>小野市  | 同 左  | PES II    | 平成19. 9 | 同上         | 無     |
| 株式会社科学飼料研究所龍野工場<br>たつの市 | 同 左  | 成鶏標準05    | 平成19. 9 | 同上         | 無     |
| 吉田商事株式会社<br>南あわじ市       | 同 左  | ハーブC-02   | 平成19. 9 | 同上         | 無     |

## 兵庫県告示第 1216 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
神戸市北区有馬町字乙倉谷1889の17、1889の18、1890の4から1890の6まで、1897の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 兵庫県告示第 1217 号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

第4の7及び8中「第6条による登録」を「第8条による登録」に改める。  
第4の17及び第5の8中「、JISQ14001：1996（ISO14001：1996）」を削る。  
第7第3項中「工事又は」を「特例政令第3条の規定により同政令の適用を受ける建設工事の調達契約、」に改め、第4項中「工事又は製造の請負契約、物件の買入れ契約及び役務の調達契約に係る」を「前項の規定による」に改める。

第8を次のように改める。

第1項前段中「指名競争入札参加者」を「競争入札参加者」に改め、同項前段に次のただし書を加え、同項後段中「第5項」を「第2項」に改める。

ただし、第7第3項及び第4項の規定による申請の場合は、資格を認定した日から次の基準年の6月末日までとする。

第2項前段中「指名競争入札参加者」を「競争入札参加者」に改め、同項前段に次のただし書を加える。

ただし、第7第3項及び第4項の規定による申請の場合は、資格を認定した日から次の基準年の3月末日までとする。

第3項から第5項までを削る。

## 附 則

（入札参加資格審査申請の時期の特例）

第7第1項の規定にかかわらず、平成20年の基準年における電子申請による申請時期は、次のとおりとする。

- (1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約に係る申請時期 平成20年1月25日から同年2月13日まで
- (2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約に係る申請時期 平成20年1月10日から同月24日まで

## 兵庫県告示第 1218 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年12月4日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域 |    |                 |               |    |
|--------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
|              |           |    |                 |               |    |

|               |                       |   |        |      |
|---------------|-----------------------|---|--------|------|
| 国道<br>4 2 9 号 | 朝来市生野町新町字二丁目下筋1278番から | 旧 | 7.0から  | 51.0 |
|               | 同 市生野町新町字二丁目下筋1269番まで |   | 16.0まで |      |
|               | 朝来市生野町新町字二丁目下筋1239番から |   | 7.0から  | 98.0 |
|               | 同 市生野町新町字一丁目下筋1201番まで |   | 8.0まで  |      |
| 国道<br>4 2 9 号 | 朝来市生野町新町字二丁目下筋1278番から | 新 | 10.0から | 50.0 |
|               | 同 市生野町新町字二丁目下筋1269番まで |   | 17.0まで |      |
|               | 朝来市生野町新町字二丁目下筋1239番から |   | 9.0から  | 99.0 |
|               | 同 市生野町新町字一丁目下筋1201番まで |   | 12.0まで |      |

兵庫県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年12月4日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名   | 道路の区域                |    |                 |               |    |
|----------------|----------------------|----|-----------------|---------------|----|
|                | 区 間                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>市島和知線    | 丹波市市島町喜多字押手238番から    | 旧  | 10.0から          | 35.0          |    |
|                | 同 市市島町喜多字押手280番まで    |    | 11.0まで          |               |    |
| 県道<br>丹波竹田停車場線 | 丹波市市島町中竹田字西海士2128番から | 新  | 10.0から          | 35.0          |    |
|                | 同 市市島町中竹田字岡端2126番まで  |    | 16.0まで          |               |    |
| 県道<br>丹波竹田停車場線 | 丹波市市島町中竹田字西海士2128番から | 旧  | 9.0から           | 40.0          |    |
|                | 同 市市島町中竹田字岡端2126番まで  |    | 31.0まで          |               |    |
| 県道<br>丹波竹田停車場線 | 丹波市市島町中竹田字西海士2128番から | 新  | 9.0から           | 40.0          |    |
|                | 同 市市島町中竹田字岡端2126番まで  |    | 31.0まで          |               |    |

兵庫県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年12月4日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域 |    |                 |               |    |
|--------------|-------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
|              |       |    |                 |               |    |

|             |                                      |   |                 |         |
|-------------|--------------------------------------|---|-----------------|---------|
| 県道<br>丹波加美線 | 丹波市水上町三原南奥嶋13番1から<br>同市水上町三原南奥嶋1番3まで | 旧 | 3.0から<br>7.0まで  | 1,134.0 |
|             |                                      | 新 | 5.0から<br>19.0まで | 1,239.0 |

~~~~~

**兵庫県告示第1221号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨北播磨県民局長から報告があった。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社新和不動産  
 代表者氏名 柴田昌良  
 事務所所在地 西脇市西脇893-1  
 免許番号 兵庫県知事(5)第350201号  
 免許年月日 平成14年11月10日

2 処分の内容

免許の取消し

~~~~~

**兵庫県告示第1222号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社モリモト  
 代表者の氏名 森本浩義  
 住所 東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番4号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) コンカード姫路  
 所在地 姫路市南駅前町91-5、96-2、96-3

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部建築課  
 縦覧期間 平成19年12月4日から同月17日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成19年12月4日から同月17日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課



## 公 告

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年12月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町片山字矢ノ田232番、232番2  
同 市龍野町片山字垣内728番1から3まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区都倉一丁目30番地  
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横山英人
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年10月16日  
兵庫県指令西播（建）第1-6-2号（19たつの）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町中村字前田195番の一部、196番2の一部、201番5、201番6
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市西区鞠本町一丁目3番25号  
株式会社TRS 代表取締役 森本健吾
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年8月22日  
兵庫県指令西播（建）第1-9号（19たつの）

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月4日

北播磨県民局長 中島英三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）西脇商業施設  
所在地 西脇市高田井町55-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 大和情報サービス株式会社  
代表者の氏名 坂倉正宏  
住所 東京都台東区上野七丁目14番地4号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所  
株式会社神戸物産 佐川 観 治 加古郡稲美町中一色883番地  
株式会社西松屋チェーン 大村 禎 史 姫路市飾東町庄266番地の1  
ゴダイ株式会社 浦上 晃 之 同 市駅前町268
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年7月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,889平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
85台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
64台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
72平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
26.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時30分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時00分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
入口1箇所 出口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成19年11月19日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成19年12月4日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成20年4月4日  
提出先 北播磨県民局県土整備部まちづくり課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

### 教育委員会告示

#### 兵庫県教育委員会告示第12号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。

平成19年12月4日

兵庫県教育委員会

委員長 永田 萌

- 1 技能教育のための施設の名称  
神戸デザイナー学院（兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目10番1号）
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  

| 連携措置に係る科目  | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
|------------|-----------------------|
| 生活産業基礎     | 生活産業基礎                |
| 課題研究       | 課題研究                  |
| 家庭情報処理     | 家庭情報処理                |
| リビングデザイン   | リビングデザイン              |
| ファッションデザイン | ファッションデザイン            |